

調達要求番号 :

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	6 6 4 0 - 1 0 0 - 1 4 1 7 - 5	仕 様 書 番 号
ペトリー皿、合成樹脂製		EM-T 130117G
	作 成	平成 10 年 12 月 22 日
	変 更	令和 5 年 3 月 13 日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のシャーレについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS K 0950 プラスチック製滅菌シャーレ

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的な事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

4 品質保証

品質保証は、次による。

a) 滅菌済の納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期において滅菌後 12か

月以内のものとする。ただし、滅菌後12か月以内の製品が納品できない場合は、流通している最新の製造年月である証明を、納入時に添付するものとする。

- b) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、次による。

- a) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、b)及びGLT-CG-Z000001の4.1による。

- b) 個装は、10枚ごとに包装するものとする。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1によるほかGLT-CG-Z00001の4.2による。

物品番号	6640-100-1417-5
品 名	ペトリー皿、合成樹脂製
規 格	15 mm, 10個
納入年月	
納入業者	

注記1 納入年月は、西暦で表示するものとする。

注記2 使用期限、製造年月日及びロット番号があるものについては、製品自体に記載がない場合、図1に、その項目を追加し表示するものとする。

注記3 納入業者は、契約の相手方の名称又はその略号を表示するものとする。

図1—個装表示

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は、納品書に図2を添付するものとする。ただし、使用期限、ロット番号等がない製品については、図2の該当欄に斜線を付すものとする。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

納 入 品 証 明 書

住 所

会 社 名

代表者名

契 約 番 号

調達要求番号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

•
•
•

納入品は、上記内容に相違ありません

(和暦) 年 月 日

図2—納入品証明書

調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	関東補給処用賀支処
調達要求年月日	令和 5年 3月15日	作成年月日	令和 5年 3月13日
仕様書番号	EM-T130117G		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	
シャーレ	アズワン(株)	アズノールシャーレ J P ϕ 90×15 mm ND 90-15 (10枚/袋×5 0袋入) (株)イナ・オプティカ B I O-B I K 減菌シャーレ I-90 浅型 500枚(10枚×50袋)/箱 サンセイ医療器材(株) シャーレNB 浅型標準タイプ ϕ 90 ×15 10枚×50袋 ニプロ(株) ニプロ・ディスポシャーレ N 90×15 電子滅菌 500入 (株)ムトウ W i S M 減菌シャーレ ϕ 90×15 1箱(10枚/包×50包入) 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
注^{a)}	この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として 例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

- a) 材料は、ポリスチレンとする。
- b) 寸法は、J I S K 0 9 5 0 に規定する、ふたの最大外径 90 mm (± 4 mm), 全体の高さ 15 mm (± 2 mm) とする。
- c) 電子(線)滅菌が施されているものとする。
- d) 包装単位は、10枚×50袋とする。